アナログ規制の点検・見直し方針

目 次

1	はじめに	• • • 2
2	点検・見直しの目的	3
3	点検・見直しの推進体制	• • • 4
4	点検・見直しの対象範囲	• • • 5
5	点検・確認の進め方	7
6	類型化とフェーズの区分の考え方	8
7	進行管理	12

1. はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している。例えば、スマートフォン等の個人の端末を通じて大容量の情報を高速で通信することが容易になり、また IoT 技術や AI 技術によって大量のデータ収集・解析が可能となるなど、デジタル技術の普及による生活の変化は、目に見えて進んでいる。

一方、少子高齢化による労働人口の減少により、あらゆる場面で人手不足が見込まれ、今後は、社会全体のデジタル化をさらに推進し、デジタル技術の活用による 生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠である。

この状況を踏まえ、国においては、デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を 豊かにしていくために、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、デ ジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則(以下、「デジタル原則」と いう。)を提示するとともに、このデジタル原則に基づいた、国の法令等に基づく全 ての規制についてデジタル原則への適合性の確認・検証を行い、制度面の見直しを 推進している。

他方で、住民の暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共 団体においても、規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組 むことが求められている。

本町では、条例等(条例、規則、告示、訓令、規程)によるアナログ規制について、国による見直しの動きに合わせて見直しを進めることが重要であるとの認識から、柴田町DX推進計画における重点取組事項として「デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し」を盛り込み、条例及び規則等のアナログ規制の点検・見直しを進めていくものとしたところである。

これらの状況を踏まえ、本町におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

2. 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく当町独自のアナログ規制について、国で定めるデジタル原則への適合性を点検し、国による法令等の点検・見直しの動きに合わせて町の規制の見直しに取り組み、町全体のデジタル化を推進することを目的とする。

このことにより、町全体のデジタル化を促進し、住民一人一人がデジタル社会の 実現の恩恵を一層実感できるとともに、行政コストの削減や様々な事務の省力化及 び自動化、人手不足に悩む現場の問題解消、生産性の向上などが期待されるもので ある。

【参考:構造改革のためのデジタル原則(デジタル臨時行政調査会 策定)】

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。「官民連携原則(GtoBtoC モデル) 相互運用性確保原則 相互運用性確保原則 相互運用性確保原則 相互運用性確保原則 おなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。「官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層 インフラ 達仕様の標準化・共通化を進めること。	【参名:構造以手のための / ファル原則 (/ ファル 画時 1) 以過直去 東た/ 】		
を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的で柔軟なガバナンス) (機動的で柔軟なガバナンス) 機動的な政策形成を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。の主と連携原則(GtoBtoCモデル) とは、エーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。「官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達		書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業	
デジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的で柔軟なガバナンス) 機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。グ共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則 基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達		務について、デジタル処理での完結、機械での自動化	
デシタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的で柔軟なガバナンス)機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則 基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達	デジタル学妹・白動化原則	を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでの	
を進めること。 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的で柔軟なガバナンス) (機動的で柔軟なガバナンス) (機動的な政策形成を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 (会社サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシスチムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層 インフラ達		デジタル対応を実現すること国・地方公共団体を挙	
一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的で柔軟なガバナンス) 機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達		げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応	
で性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を 尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、 機動的で柔軟なガバナンス) 機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 官民連携原則 (GtoBtoC モデル) 公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達		を進めること。	
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) 尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的で柔軟なガバナンス) 機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシスナムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達		一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベース	
(機動的で柔軟なガバナンス) 機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 宮民連携原則 (GtoBtoC モデル)		で性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を	
タを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則 英といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達	アジャイルガバナンス原則	尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、	
り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則	(機動的で柔軟なガバナンス)	機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。デー	
会員		タを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰	
信民連携原則 (GtoBtoC モデル) 用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則 テムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層 インフラ達		り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
(GtoBtoC モデル)	今日本株匠川	公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活	
カを最大化する新たな官民連携を可能とすること。 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス共通基盤利用原則 英といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達	1 1 1 1 - 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の	
相互運用性確保原則 ビスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス大といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達	(Gtobtol 471)	力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
相互連用性確保原則 いった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達		官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサー	
いった主体・分野間のはらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシスナーのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調第1層インフラ達	<u> </u>	ビスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共と	
ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公 共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス 共通基盤利用原則 デムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共 通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達	作 旦 連 用 往 惟 休 尿 則	いった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間	
共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス 共通基盤利用原則		の相互運用性を確保すること。	
共通基盤利用原則 テムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共 通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達		ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公	
通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達		共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシス	
	共通基盤利用原則	テムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共	
仕様の標準化・共通化を進めること。		通基盤を利用するとともに、調 第1層 インフラ 達	
		仕様の標準化・共通化を進めること。	

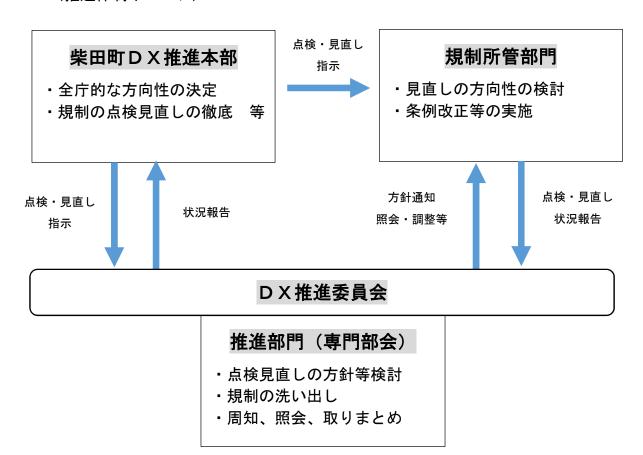
3. 点検・見直しの推進体制

デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直しについては、柴田町DX推進計画に基づき取り組みを進めていくことから、DX推進本部(以下、「DX推進本部」という。)において全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの指示を行う。

DX推進本部のもとに、規制の点検・見直しに係る推進部門をDX推進委員会内に設置し、方針及び工程の検討、規制の洗い出し、周知、照会、取りまとめ等を行う。なお、推進部門は、柴田町DX推進に関する規程第7条に規定する専門部会として設置し、まちづくり政策課及び総務課職員で構成する。

関係各課・局は、規制を所管する部門として、見直しの方向性、条例改正等の見 直しの実施を進めていく。

(推進体制イメージ)



4. 点検・見直しの対象範囲

点検・見直し作業については、本町が定める条例等の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定(アナログ行為を求める場合があると解される規定)を対象としていることを踏まえ、条例等の中でも代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とすることに加えて、手続のオンライン化の妨げになっているとされるFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目とFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて点検・見直しを行うこととする。

(代表的なアナログ規制である7項目)

規制項目	規制の内容
	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求め
	る一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって
	判定すること(検査・点検)や、実態・動向等を目視に
目視規制	よって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守す
	べき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態
	等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張
	り)を求めている規制
	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求め
実地監査規制	る一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等
	を確認することによって判定することを求めている規制
	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適
	合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定
定期検査・点検規制	すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量
	等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・
	測定)を求めている規制
	(物理的に) 常に事業所や現場に留まる (=特定の者に
	対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付
常駐・専任規制	けている。)ことや、職務の従事や事業所への所属等につ
	いて、兼任せず、専らその任に当たること(1人1現場
	の紐付け等)を求めている規制
 対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと
\(\) □ □ □ □ □ \(\)	を求めている規制
 書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特
音曲的小风刷	定の場所に掲示することを求めている規制

	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧
往訪閲覧縦覧規制	させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされて
	いる規制

(FD等の記録媒体を指定する規制)

規制項目	規制の内容
FD(フロッピーデ	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディ
ィスク)等の記録媒	スク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別(特定)
体を指定する規制	の記録媒体の使用を定めている規制

5. 点検・確認の進め方

(1)対象となる規制の洗い出し【推進部門】

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制(代表的な7項目とに該当する規制とFD等の記録媒体を指定する規制)を 町例規集より洗い出す。

(2) 規制根拠の分類【推進部門】

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠(国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは町の条例等に基づくものか)を分類する。

(3) 規制の類型化・フェーズの区分【推進部門】

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理(類型化) し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階(フェーズ) に区分する。

(4) 規制の見直し工程表の策定【各所管部局等】

5(1)から(3)までにより、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

(5) 規制の見直し実施【各所管部局等】

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

6. 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と、趣旨や目的が類似する規制については、国における見直 しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられる ため、規制にあてはめる類型とフェーズは、以下のデジタル臨時行政調査会の考え 方を準用する。

(1)「目視」規制及び(2)「実地監査」規制

(1) 首加,姚鹃及6(2)、久地盖直,姚鹃		
類型	内容	
類型1	一定の情報収集を行った上で、条例等が求める一定の基準	
検査・点検・監査	に適合するかどうかを判定・判断すること	
類型 2	実態・動向などを明確化し、一定の政策的判断のために情	
調査	報収集や収集した情報の整理を行うこと	
類型 3	ある人、若しくはある機関の行為が遵守すべき義務に違反	
巡視・見張り	していないかどうか、目的を達成するのに不適当でない	
	か、又は設備・施設の状態等について、一定期間内におい	
	て常時注目すること	

フェーズ	内容
フェーズ1	(1) 特定の者が現場で確認等をすることを課している場合
目視•実施監査規制	(2) 検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されて
	いるかが不明確な場合
フェーズ 2	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されてい
情報収集の遠隔化、	るが、人による評価等が必要な場合
人による評価	
フェーズ3	フェーズ 2 に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安
判断の精緻化、自動	全性等の特定がAI等により全部又は一部可能である場
化・無人化	合

(3)「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型1	第三者により一定の基準への適合性を判断すること
第三者検査	
類型 2	自らにより一定の基準への適合性の判断をすること
自主検査	
類型3	実態・動向・量などの明確化のために行われること
調査・測定	

フェーズ	内容
フェーズ 1	(1) 一律に「年1回」「月1回」「日1回」等、一定の期間
定期検査・点検規制	に検査を行うことを求める場合
	(2) 定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩
	和の条件が不明確な場合
フェーズ2	現行の検査手法等の技術中立化(技術代替可能な場合、そ
デジタル技術の活	の旨を規制上明確化)、可能な項目から検査等の周期の延
用による規制目的	長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組
の達成	が行われている場合
フェーズ3	常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・
定期の検査・調査・	教育等を行う事業者の認定制度等で代替(自主検査とその
測定の撤廃	記録の保存等を義務付け) することにより、定期検査の撤
	廃や検査周期の延長が行われている場合

(4)「常駐・専任」規制

類型	内容
類型1	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、事
主としてモノのチェ	業所や現場に物理的に留まること(主にモノへの対応)
ック等のための常駐	
類型 2	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、職
主としてモノのチェ	務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らそ
ック等のための専任	の任にあたること (主にモノへの対応)
類型3	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行
主として人への対	うために、事業所や現場に物理的に留まること(主に人へ
応のための常駐	の対応)
類型 4	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行
主として人への対	うために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任
応のための専任	せず、専らその任にあたること(主に人への対応)

フェーズ	内容
フェーズ1	(物理的に) 常に事業所や現場に留まることを求める場合
常駐・専任規制あり	や、職務の従事や事業所の所属等について、兼任せず、専
	らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求める
	場合
フェーズ2	常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制や
デジタル技術等の活	緩和が合理化されていることが明確化されている場合
用による規制緩和	
フェーズ3	常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合
常駐・専任規制なし	

(5)「対面講習」規制、(6)「署名掲示」規制及び

類型	内容
類型1	特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるために行
講習	われる講義又は実習

フェーズ	内容
フェーズ 1	(1) 条例等の規定にて受講することとされている講習を対
対面規制あり又は	面で行うことを求めている場合
解釈不明確	(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不
	明確な場合
フェーズ2	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する
デジタル技術の活用	手段の活用が可能であることを明確化している場合
による一部のオンラ	
イン化等	
フェーズ3	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明
デジタル完結	確化され、オンラインで行うことが基本としている場合

(6)「書面掲示」規制

類型	内容
類型1	書面(紙面)により発行した公的な証明書や許可書等を特
公的証明書等の掲示	定の場所に掲示すること
類型 2	公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場等へ掲示し見
公的証明書等以外	せること、また、広く一般または一部の者に見せること
の情報の掲示	

フェーズ	内容
フェーズ1	(1) 書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲
デジタル化を一切	示することを求めている場合
許容しない	(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明
	確な場合
フェーズ 2	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する
一部許容している	手段の活用が可能であることを明確にしている場合
フェーズ3	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明
デジタルによる掲	確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
示を基本とする	

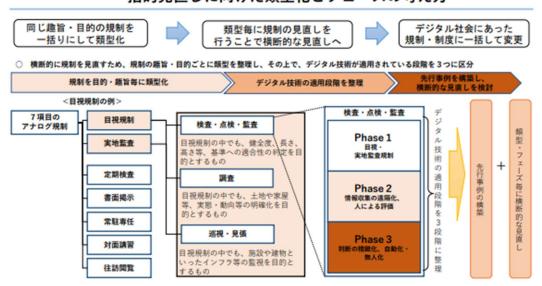
(7)「往訪閲覧・縦覧」規制

類型	内容
類型1	公的な情報を申請に応じて閲覧・縦覧させること
申請による公的情	
報の閲覧・縦覧	
類型 2	公的な情報を申請によらず閲覧・縦覧させること
申請によらない公的	
情報の閲覧・縦覧	

フェーズ	内容
フェーズ1	(1) 公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等
紙・人の介入	への訪問が必要とされている場合
	(2) デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不
	明確な場合
フェーズ 2	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する
デジタル原則に適合	手段の活用が可能であることを明確化している場合
する手段を可とする	
フェーズ3	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明
デジタル完結を基	確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
本とする	

【参考】

一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



※出典:デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(R4.6.3 デジタル臨時行政調査会)

7. 進行管理

(1) 見直しのスケジュール

令和8年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和9年度以降においても、 5(4)で策定した工程表に沿って計画的に見直しを実施する。

(2) 関係各課等における進行管理

関係各課は、5(4)の工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、 各課長のもと、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握及び管理を行う。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し取組推進のため、柴田町 DX推進本部において定期的に進捗管理等を行う。

(全体スケジュール)

項目	R 6 年度				R 7年度				R8年度			
方針策定												
規制の洗い出し					•	\rightarrow						
規制根拠の分類							•					
規制類型化・フェーズ区分							•					
見直し工程の策定							•	\rightarrow				
規制見直し (条例等改正)									•			\leftarrow
進捗管理(DX本部)				0	\bigcirc		0	0	\bigcirc		0	0

※規制見直し(条例等改正)は、その前段の工程の進捗状況により、R9年度以降にも実施する。